



課 総 11 - 19  
令和6年12月27日

日本税理士会連合会  
会長 太田 直樹 様

国税庁 課税部 課税総括課長  
菅 哲人

### 消費税還付申告の提出前に御留意いただきたい事項について（周知依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税当局においては、「消費税の適正課税の確保」のため、申告から行政指導・調査・徴収に至るまで、各段階に応じた適切な対応を行えるよう、関係部署が連携して、還付申告書の厳格な審査を実施するほか、悪質な手法等に着目した積極的な調査の実施、広報活動を通じた未然防止の取組を行うなど、組織を挙げて取り組んでいるところ です。

そうした中、消費税制度を悪用し、消費税の還付を不正に受けようとする事案（消費税の不正還付）において、税理士が関与先から提出された集計表等を基に還付申告書を作成・提出した結果、気付かないうちに消費税の不正還付に巻き込まれてしまっていた、という事例も把握しております。

そのため、こうした事例の発生を防止する観点から、消費税還付申告の提出前に御留意いただきたい事項等をまとめた周知用リーフレットを作成いたしましたので、貴会におかれまして、別添リーフレットを御活用いただき、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様へ周知いただきますよう、お願い申し上げます。

連絡先：国税庁 課税部 課税総括課  
電 話：03-3581-4161（代表）  
担 当：渡辺・久下（内線 3176）

# 消費税還付申告の提出前にご留意いただきたい事項

消費税の仕組みを悪用し、消費税の還付を不正に受けようとする事案が発生しています！！

## 1 消費税還付申告に関する国税当局の対応状況

近年、消費税の仕組みを悪用し、実際に取引をしたように見せかけるなど、虚偽の内容で申告書を提出して、消費税の還付を不正に受けようとする事案（消費税の不正還付）が発生しています。

こうした状況を踏まえ、国税当局としては、各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払を保留しつつ、還付申告の原因を確認するため、行政指導として各種書類の提出をお願いするほか、税務調査を実施するといった対応を行っております。

還付申告の原因の確認に当たっては、個別具体的な各種の事情に応じた対応を行うことから、例えば、課税仕入れや免税取引等の相手方と連絡が取れないことにより取引の実態の確認が困難である場合や、取引に係る金銭授受の事実確認が困難である場合、輸出等に係る証拠書類が適切に保管されていない場合などにおいては、還付申告の原因解明に時間を要し、還付を保留する期間が長期にわたることがあります。

## 2 税理士の皆様へのお願い

○ 国税当局としては、可能な限り速やかな還付申告の原因の確認等に努めるとともに、これらの結果、還付税額が過大と認められる事由がないことが判明した場合には、遅滞なく還付を行うこととしておりますので、上記の取組に関し、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

○ 消費税の不正還付の事例の中には、税理士が関与先から提出された集計表を基に還付申告書を作成・提出した結果、気付かないうちに不正還付に巻き込まれてしまっていた、といった事例も把握しております。

税理士の皆様におかれましては、日頃から税務行政に多大なるご理解とご協力を賜っておりますが、例えば、課税仕入れの対象となる取引のうち、取扱商品の内容及び取引量から推測すると取引実態がないと疑われるものがある場合には、特にご注意いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

また、これまで把握されている消費税の不正還付事例を紹介いたしますので（「3 消費税の不正還付事例（概要）」参照）、併せてご覧ください。

## 3 消費税の不正還付事例（概要）

- ① 関与税理士に虚偽の説明を行い、事実と異なる課税仕入れを計上していた事例
- ② 輸出物品販売場制度を悪用することで、国内売上げを免税売上げに仮装していた事例
- ③ 同一の高級腕時計のシリアルナンバーや不正に入手したパスポートの写しを用いて書類を偽造することで、架空の課税仕入れ及び架空の免税売上げを計上していた事例

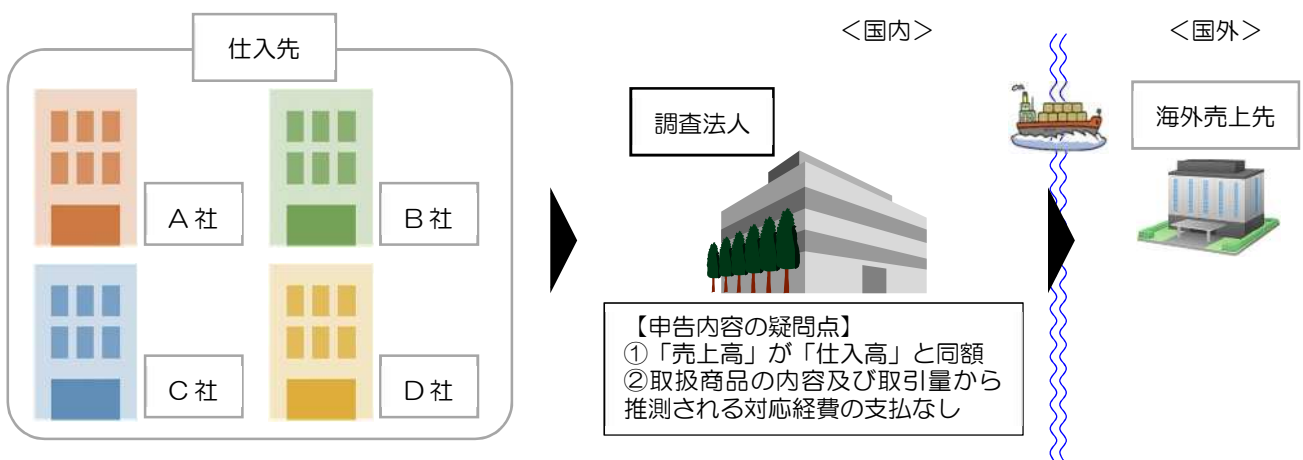
## 事例 ①

- 関与税理士に虚偽の説明を行い、事実と異なる課税仕入れを計上していた事例（関与先から提示された証ひょう類等の確認が不十分だったことにより、不正な還付申告書を提出した事例）

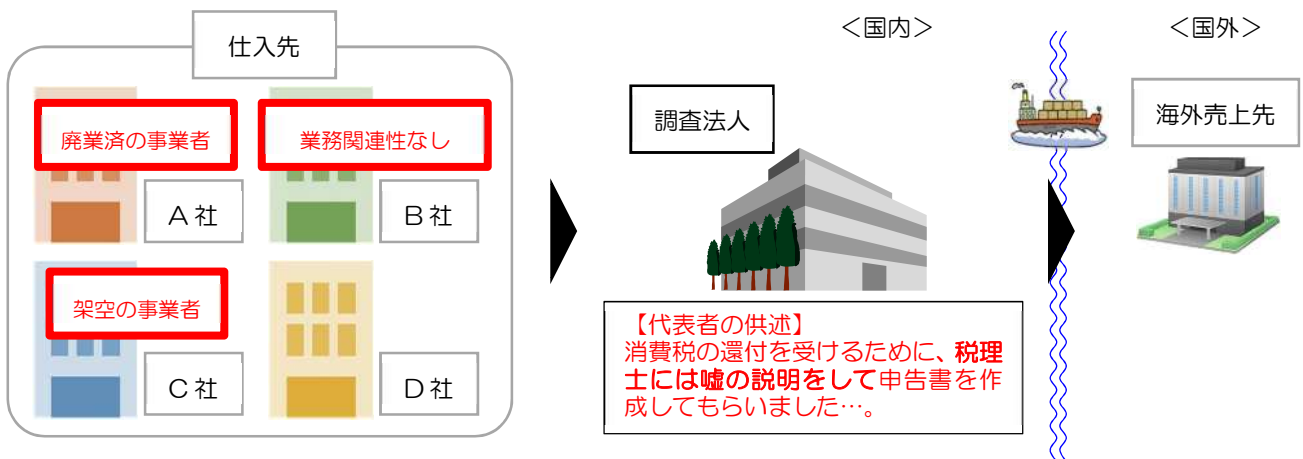
調査法人は、主に海外向けの輸出販売業を営む法人であり、事実と異なる仕入れを課税仕入れとして計上するなどにより、多額の消費税還付申告書を提出していました。

なお、①調査法人の「売上高」が「仕入高」と同額であることや、②取扱商品の内容及び取引量から推測される対応経費の支払がないなど、複数の不審点があるものの、関与税理士において、証ひょう類等の確認が不十分だったことにより、代表者から提示された帳簿等を基に決算書及び申告書の作成を行い、結果として不正な還付申告書を提出していました。

### 【書類上の取引】



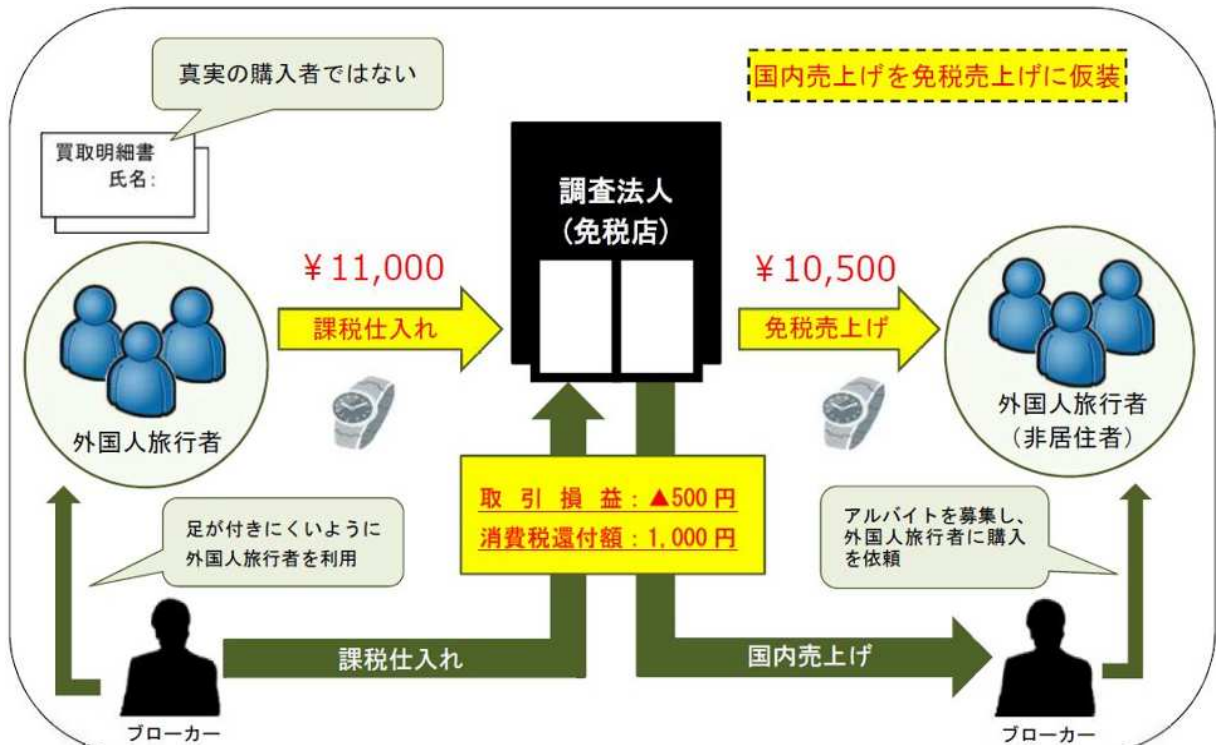
### 【実際の取引】



## 事例 ②

- 輸出物品販売場制度を悪用することで、国内売上げを免税売上げに偽装していた事例  
調査法人は輸出物品販売場（いわゆる免税店）を運営する法人であり、外国人旅行者に対して高級腕時計を多数販売（免税）したとして、多額の消費税還付申告書を提出していました。

実地調査を行ったところ、調査法人は消費税の還付金を不正に受領するため、国内売上げをブローカーが用意した協力者（非居住者）に対する免税売上げに偽装している事実を把握しました。



※ 令和6年4月に消費税法の一部が改正され、輸出物品販売場で消費税が免除された物品であることを知りながら、当該物品を仕入れた場合、その仕入れに係る消費税額については、仕入税額控除の適用を受けることができないこととされました。

## 事例 ③

- 輸出物品販売場制度を悪用することで架空の課税仕入れ及び免税売上げを計上していた事例  
同一の高級腕時計のシリアルナンバーや不正に入手したパスポートの写しを用いて書類を偽造し、架空の課税仕入れ及び免税売上げを計上することで、不正に消費税の還付を受け、又は受けようとしていました。当該事例は、査察調査の結果、検察庁への告発に至っています。

